

施設利用人数制限(1月9日～)について

さいたま市 プラザノース指定管理者

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、感染防止策の徹底を行うことから、下記の期間一部利用の制限が図られることとなりました。制限対象期間以降の利用につきましても、主催者(利用者)側で対策をとっていただくことは継続となりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

○制限対象期間：令和3年1月9日(土)～令和3年2月7日(日)

○制限内容：新規利用は、夜間受付中止及び定員の50%程度での利用に限り受付

※ノースギャラリーは全日、書斎は午後8時以降の利用枠について新規予約受付中止

		午前	午後	夜間
新規利用受付(※1)		定員の50%以下に限る		中止
予約受付済 (※2)	大声での歓声・声援等 が想定	定員の50%以下に限り利用可		
	大声での歓声・声援等 がない	チェックリストの提出等により50%以上での利用可		

※本通知以前に予約受付済の利用については、以下の取扱いを継続いたします。

1. 【収容定員が設定されている施設(ノースギャラリー以外)について】

○現在の施設利用者数の制限(定員の50%以下)を原則、継続となります。

○ただし、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物」(別紙2参照)であり、以下のすべての対応が可能な場合は、制限を超える利用者数での利用が可能です。

- ・手洗、消毒、マスク着用を徹底すること(着用率100%)
- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員を配置するなどの体制を整備すること
- ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離(最低2m)を確保すること
- ・入退場列、休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)や十分な換気を行うこと
- ・名簿の作成や参加者の連絡先の確実な把握
- ・参加者、出演者への検温の徹底
- ・利用チェックリストの事前提出

2. 【収容定員が設定されていない施設(ノースギャラリー)について】

「感染防止のチェックリスト」(別紙4参照)の(2)「基本的な感染防止等」に記載されている対策の徹底と、密が発生しない十分な人と人との間隔(1m)を空けた利用をお願いいたします。

3. 【利用取消に伴う還付の取扱いについて】

現在実施している新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用取消に伴う利用料の全額還付措置については、現状の感染状況を鑑み以下のとおり変更いたしました。

【全額還付対象期間】 全ての施設:令和3年3月末日の利用日まで

なお、今後の政府やさいたま市のガイドラインを踏まえ、人数制限については適宜見直しを行う可能性があります。その場合はプラザノースのホームページにて随時ご案内いたします。